

旭川市先端設備等導入計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に基づき、国から先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画の同意（以下「同意導入促進基本計画」という。）を受けた本市が、同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）の認定等を行うに当たり、法等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意導入促進基本計画 本市が作成し、法第50条第1項の規定に基づき、変更した協議書を、北海道経済産業局に協議し、同意を受けたものをいう。
- (2) 先端設備等導入計画 労働生産性の向上を図るため、法第52条第1項の規定に基づき、中小企業者が作成した先端設備等の導入に関する計画をいう。
- (3) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (4) 認定先端設備等導入計画 法第52条第4項の規定に基づき、市長が認定した先端設備等導入計画をいう。ただし、法第53条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。
- (5) 先端設備等 法第2条14項に規定する設備等をいう。

(認定の対象者)

第3条 認定対象者は、本市に所在する中小企業者とする。

(認定の申請)

第4条 先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第25条各項の規定により、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート（様式第1号）
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（施行規則様式第22（第25条関係））
- (3) 先端設備等導入計画（施行規則様式第22（第25条関係）別紙）
- (4) 先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）
- (5) 当該要件に該当することを証する書類
ア 先端設備等導入計画により導入する先端設備等のうち、施行規則第7条第2項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（工業会証明書の写し。）ただし、申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の2）

イ 先端設備等導入計画により導入する先端設備等のうち、施行規則第7条第3項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（建築確認済証、建物の見取り図及び先端設備の購入契約書（以下「建築確認済証等」という。）の写し。）ただし、申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の3）

(6) 導入する先端設備等のうち、前号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第5号アに規定する書類を申請時に取得していない場合は、当該計画の認定後、工業会証明書を取得した段階で速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第23（第25条関係））を市長に提出しなければならない。また、前項第5号イに規定する書類を申請時に取得していない場合は、当該計画の認定後、建築確認済証等を取得した段階で速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第24（第25条関係））を市長に提出しなければならない。

（認定の決定）

第5条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、適当と認めるときは先端設備等導入計画に係る認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、認定しなかった場合は先端設備等導入計画に係る不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の報告・調査）

第6条 先端設備等導入計画の認定を受けた申請者（変更の認定を受けた申請者も含む。以下「認定申請者」という。）は、認定先端設備等導入計画に基づく事業を行わなければならない。

2 市長は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。）に基づき、認定先端設備等導入計画の進捗状況を把握するため、認定申請者に対し、当該計画の遂行に関して報告を求め、又は実地調査するものとする。

（計画の変更等）

第7条 認定申請者は、認定先端設備等導入計画を変更しようとするときは、施行規則第26条各項の規定により、次に掲げる書類を市長へ提出し承認を得なければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

(1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート（様式第1号）

(2) 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（施行規則様式第25（第26条関係））

(3) 変更後の先端設備等導入計画（施行規則様式第25（第26条関係）別紙）

(4) 施行規則第26条第2項に規定する先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類

- (5) 変更後の先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）
- (6) 当該要件に該当することを証する書類
- ア 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、施行規則第7条第2項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（工業会証明書の写し。）ただし、変更申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の4）
- イ 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、施行規則第7条第3項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（建築確認済証等の写し。）ただし、変更申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の5）
- (7) 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、前号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第6号アに規定する書類を変更申請時に取得していない場合は、当該変更計画の承認後、工業会証明書を取得した段階で速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第26（第26条関係））を市長に提出しなければならない。また、前項第6号イに規定する書類を変更申請時に取得していない場合は、当該変更計画の承認後、建築確認済証等を取得した段階で速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第27（第26条関係））を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認をしたときは、その旨を先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書（様式第4号）により認定申請者に通知するものとする。また、変更を認定しなかった場合は先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項のただし書による軽微な変更とは次に掲げるものとする。
- (1) 法人の代表者の変更、先端設備等の金額の若干の変更、資金調達額の若干の変更等
- (2) 認定先端設備等導入計画の趣旨が変わらないような軽微な変更等

（有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）とする。ただし、前条第3項の規定により変更の認定を受けた認定先端設備等導入計画における事業の実施期間については、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内とする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていない

と認めるときは、当該認定を受けた計画の代表者について、意見を聴き、認定を取り消す必要がある場合には、当該認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の取消しをするときは、認定を取り消す理由を記載の上、先端設備等導入計画の認定取消しに係る通知書（様式第6号）により認定申請者に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

附 則（平成31年3月12日一部改正）

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日一部改正）

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附 則（令和4年6月8日一部改正）

1 この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

- 2 平成30年6月15日付けで国の同意を受けた旭川市導入促進基本計画は、令和4年6月8日付けで改正された中小企業等経営強化法における同意導入促進基本計画とみなす。

(様式第1号)

(様式第1号)

<先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート>
以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

事業者名
住所(返送先)
本件担当者名 担当者メールアドレス
電話番号 FAX番号

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

I 必要提出書類について
1 先端設備等導入計画に係る認定申請書 ※変更申請の場合、先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
2 先端設備等導入計画 ※変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画及び先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類(先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料など)
3 先端設備等導入計画(変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画)に関する確認書(認定支援機関確認書)
4 【建物以外】申請時(変更申請含む。)に工業会証明書を入手している場合
工業会証明書の写し(変更申請の場合、計画の変更により追加する設備分のみ提出) ※原本は申請者が保管
【建物】申請時(変更申請含む。)に建築確認済証、建物の見取り図、先端設備の購入契約書(以下「建築確認済証等」という。)を入手している場合
建築確認済証等の写し(変更申請の場合、計画の変更により追加する設備分のみ提出) ※原本は申請者が保管
5(1) 【建物以外】申請時に工業会証明書を入手していない場合
誓約書(様式第1号の2) ※工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の認定後に提出してください。
5(2) 【建物】申請時に建築確認済証等を入手していない場合
誓約書(様式第1号の3) ※建築確認済証等の写し(原本は申請者が保管)及び先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の認定後に提出してください。
【建物以外】変更申請時に工業会証明書を入手していない場合
誓約書(様式第1号の4) ※計画の変更により追加する設備分の工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び変更後の先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の変更承認後に提出してください。
【建物】変更申請時に建築確認済証等を入手していない場合
誓約書(様式第1号の5) ※計画の変更により追加する設備分の建築確認済証等の写し(原本は申請者が保管)及び変更後の先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の変更承認後に提出してください。
6 リース見積書及びリース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(いずれも写し)
※リースを利用して固定資産税の特例制度の適用を受ける場合のみ。申請者が納税者の場合は不要。
7 提出資料の写し等は手元に残してあるか。
※固定資産税の特例措置を受ける場合は、税の申告の際に上記1~2及び4~6の写し並びに先端設備等導入計画の認定通知書(変更認定通知書)及び本チェックシート写しが必要になります。
II 申請書・計画の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応
表紙 認定申請書表紙に住所、記名があるか。
1 名称等は正確に記載しているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする。)主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。
1 認定対象の中小企業者であるか。
2 計画期間は、3年、4年、5年となるよう記載しているか。※変更申請の場合、変更後の計画期間の始期は、前回認定と同じにすること。
3 自社の事業概要については、事業の内容について、概要を記載しているか。(自社概要が記載されたパンフレットの添付も可とする。)自社の経営状況については、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。
4(1) 具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について、具体的に記載しているか。
将来の展望については、具体的な取組みを通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。
4(2) 先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。(3年:9%以上、4年:12%以上、5年15%以上)
4(3) 先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載しているか。
※固定資産税の特例措置の適用を受ける場合は、設備名/型式、文書番号等は工業会の証明書と一致しているか。
4(3) 先端設備等の取得は、計画期間内に行われる予定か。
4(3) 「所在地」欄には当該設備等が所在する(予定を含む)場所を都道府県名及び市町村を含む住所を記載しているか。
また、旭川市域内に導入する設備等を記載しているか。
4(3) 「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。
4(3) 「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。
5 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。
5 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。
- 固定資産税の特例措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下、大企業の子会社ではないこと)であるか。
- 変更申請の場合、認定を受けた「先端設備等導入計画」からの変更・追記部分について、下線を引くなど、変更箇所がわかりやすいよう作成しているか。
III 配慮すべき事項について
先端設備等導入計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。
公序良俗に反する取組ではなく、反社会的勢力との関係がないこと。
IV その他
計画認定後、メール、郵送等を活用したアンケート調査を実施する場合、ご協力いただけるか。
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載 補助金等名称 申請時期:
交付機関名:

代表者名

【認定経営革新等支援機関の名称等を記載】

認定経営革新等支援機関の名称 支店名 担当者 連絡先(TEL)
※支店がある場合は支店名を記載

備考欄(旭川市使用欄)

受領日: 年 月 日

Blank box for additional information.

(様式第1号の2)

誓約書

年 月 日

旭川市長様

住 所 〒

名 称 及 び
代表者の氏名

先端設備等導入計画に記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（工業会証明書）を取得後、速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第23（第25条関係））を提出します。

(様式第1号の3)

誓約書

年 月 日

旭川市長様

住 所 〒

名 称 及 び
代表者の氏名

先端設備等導入計画に記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第3項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（建築確認済証等）を取得後、速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第24（第25条関係））を提出します。

(様式第1号の4)

誓約書

年 月 日

旭川市長様

住 所 〒

名 称 及 び
代表者の氏名

変更後の先端設備等導入計画に追加記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（工業会証明書）を取得後、速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第26（第26条関係））を提出します。

(様式第1号の5)

誓約書

年 月 日

旭川市長様

住所〒

名称及び
代表者の氏名

変更後の先端設備等導入計画に追加記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第3項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（建築確認済証等）を取得後、速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第27（第26条関係））を提出します。

(様式第2号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(様式第3号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る不認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第4号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(様式第5号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第6号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る認定の取消しに係る通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

記

認定を取り消す理由